

○長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月25日

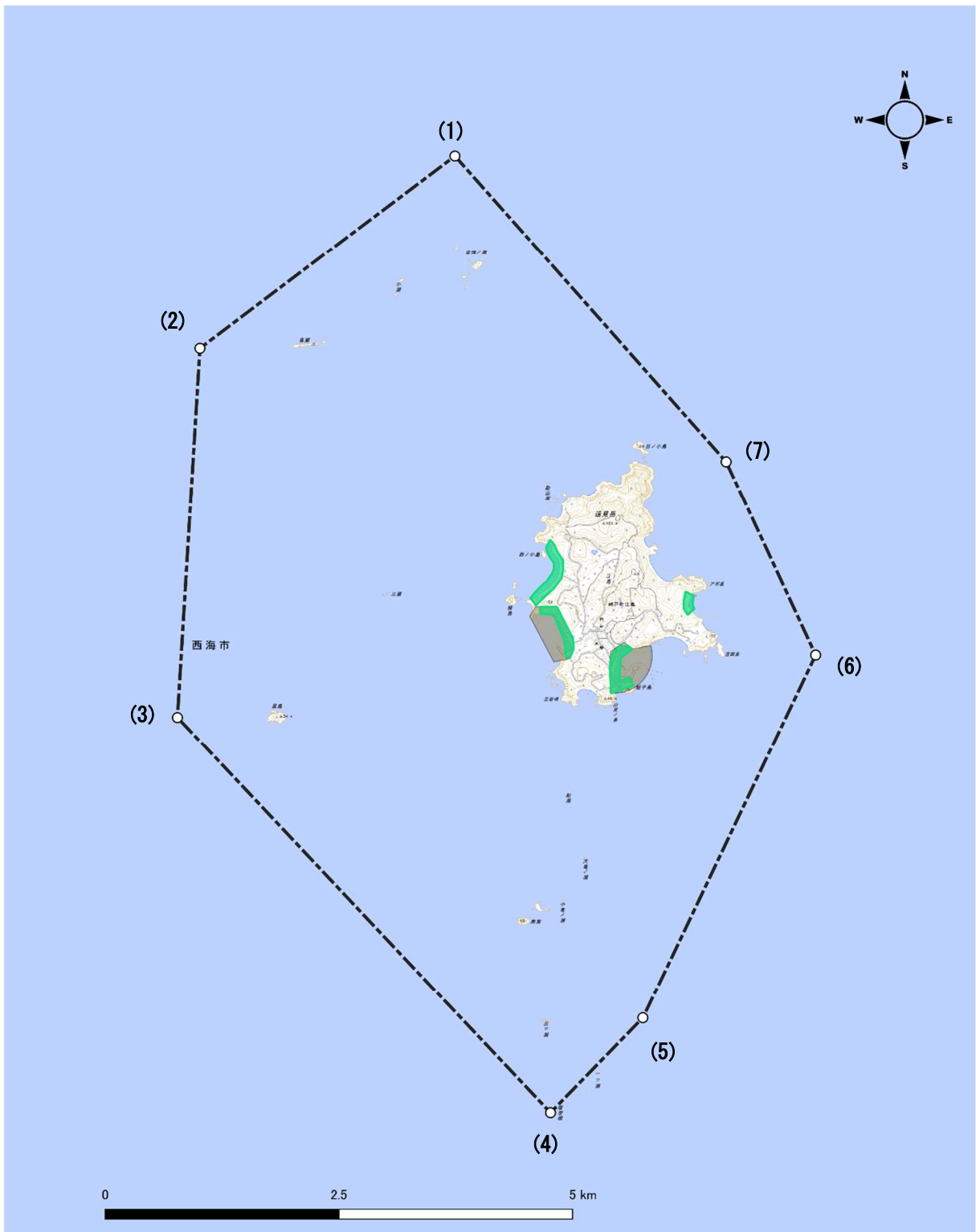
経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

<p>長崎県西 海市江島 沖</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、漁港の区域(漁場漁港整備法(昭和二十五年法律百三十七号)第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。)及び海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。)以外の海域</p> <p>(1) 北緯三三度三分二秒東經一二九度一九分五六秒の地点</p> <p>(2) 北緯三三度一分五秒東經一二九度一八分一秒の地点</p> <p>(3) 北緯三三度五九分四七秒東經一二九度一八分二秒の地点</p> <p>(4) 北緯三三度五七分三〇秒東經一二九度二〇分三六秒の地点</p> <p>(5) 北緯三三度五八分三秒東經一二九度二分一四秒の地点</p> <p>(6) 北緯三三度〇分九秒東經一二九度二分二五秒の地点</p> <p>(7) 北緯三三度一分一六秒東經一二九度二分四八秒の地点</p>
----------------------------	--

平面图



## 二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

### イ インターネットの利用による方法

#### (1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

#### (2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から令和4年9月8日(木)まで

### ロ 書面の閲覧による方法

#### (1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

長崎県産業労働部新産業創造課

長崎県県北振興局管理部企画振興課

西海市さいかい力創造部新産業推進課

#### (2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から令和4年9月8日(木)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する休日を除く。)

#### (3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

長崎県産業労働部新産業創造課

長崎県県北振興局管理部企画振興課

9時00分から17時45分まで

西海市さいかい力創造部新産業推進課

8時30分から17時15分まで

## 三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

### イ 提出方法及び提出先

#### (1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

#### (2) 電子メールの場合

bzl-zyouhouteikyoku2022@meti.go.jp（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課）宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- (1) 意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
- (2) 意見は、日本語により記載すること。